

○防災科学技術研究所事務職員行動規範

(平成 19 年 8 月 23 日 19 理事長達第 15 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日 27 理事長達第 38 号

- 1 この理事長達は、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）の「公的研究費執行に際してとるべき事務職員の責任ある行動」として共通認識を有すべき事項を行動規範として定め、この規範の遵守を徹底することにより、研究所における円滑かつ効率的な研究業務等の遂行に資するための事務業務が適正に行われることを目的とする。
- 2 事務職員は、研究所の基盤的資産や運営経費の大部分の原資が国民の税金であることを認識し、常に説明責任を有していることを自覚して、国民の信頼に応えるようその職責の遂行に全力を尽くさねばならない。
- 3 事務職員は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保し、効率的な研究推進を目指した事務を行う立場にあるとの認識に立って業務を遂行しなければならない。
- 4 事務職員は、研究遂行上必要な事柄については、研究所の規程等に照らして実現可能であるか否かを柔軟に検討するとともに、検討結果について速やかに研究者に適切な説明を行わなければならない。
- 5 事務職員は、研究活動の特性等を充分理解した上で、業務にあたらなければならない。
- 6 事務職員は、研究所が目指す高度な研究活動の推進に資するため、その業務の遂行にあたっては、研究者との連携に充分配慮しなければならない。
- 7 事務職員は、業務の遂行にあたっては、研究所の規程等関係法令を遵守し、適正に執行しなければならない。

附 則

この理事長達は、平成 19 年 8 月 23 日から施行し、平成 19 年 4 月 25 日から適用する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 理事長達第 38 号)

この理事長達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。